（一級の技能検定の受検資格）

第六十四条の二　（略）

2　法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　検定職種に関し、特定応用課程の高度職業訓練又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。）で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

一の二～九　（略）

3　（略）

（二級の技能検定の受検資格）

第六十四条の三　（略）

2　（略）

3　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・一の二　（略）

二　検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。以下次条から第六十四条の六までにおいて同じ。）

三・四　（略）

別表第八（第三十六条の六関係）　（略）

別表第八の二（第三十六条の六の二関係）

短期養成課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　教科

1　訓練の教科は、指導力習得コースについては能力開発学科とする。

2　指導力習得コースの訓練の教科ごとに最低限必要とする科目は、次の表の教科の科目の欄に定めるとおりとする。

3　実務経験者訓練技法習得コースの訓練の教科及び教科の科目は、職業訓練指導員を養成するために適切と認められるものとする。

二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

（一級の技能検定の受検資格）

第六十四条の二　（略）

2　法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　検定職種に関し、特定応用課程の高度職業訓練又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。）で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

一の二～九　（略）

3　（略）

（二級の技能検定の受検資格）

第六十四条の三　（略）

2　（略）

3　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・一の二　（略）

二　検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。以下次条から第六十四条の六までにおいて同じ。）

三・四　（略）

別表第八（第三十六条の六関係）　（略）

（新設）